

令和8年度 第1回吹田市政策調整会議概要

日 時：令和8年7月23日（木）午前10時～午前11時

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室 及び オンライン

出席者：（特別会議室に参集）春藤副市長、辰谷副市長

（庁内テレビ会議システムにより出席）

西田危機管理室長（代理出席）、中村税務部長、岡松市民部長、脇寺都市魅力部長、道場児童部長、岡田理事、梅森福祉部長、今峰健康医療部長、松林保健所長、道澤環境部長、清水都市計画部長、木村理事、梶崎土木部長、愛甲下水道部長、伊藤会計管理者、山田消防長、渡邊理事、岡本議会事務局長、杉原選挙管理委員会事務局長、秋房監査委員事務局長公平委員会事務局長兼任、東田農業委員会事務局長固定資産評価審査委員会事務局長兼任、大山学校教育部長、二宮地域教育部長、原田水道事業管理者職務代理者水道部長

所 管：【総務部（契約検査室）】

井田部長、野口次長、竹原室長、萬谷参事、山本主幹

【行政経営部（企画財政室）】

北澤部長、吉川次長、山本主査

案 件	業務委託及び指定管理者制度におけるスライド制度の導入
担当及び関連部局	総務部（契約検査室）、行政経営部（企画財政室）
【案件概要】 業務委託及び指定管理者制度におけるスライド制度を導入するもの。	
【所管部の考え方】 近年、賃金の上昇や物価高騰が続いており、業務委託及び指定管理者制度導入施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。この状況を踏まえ、業務委託及び指定管理者制度導入施設における業務の適正な履行の確保を目的として、賃金や物価に一定以上の変動が見られた場合に、委託料及び指定管理料の見直しを行う仕組み（スライド制度）を導入する。	
【質疑概要】 質問：業務委託のスライド額について、具体的にどの時点の最低賃金を比べてどう計算するか、今後詳しく示されるか。 回答：各室課で一律の計算ができるように、変動率の計算方法や基準日等を含めて詳細に記載した手引を作成する予定。 質問：短期的な光熱水費の変動についても、スライド制度の対象になるのか。また、対象になる場合、光熱水費についても企業向けサービス価格指数を指標として選んだ理由は。 回答：光熱水費も対象に含まれる。物件費の全体的な変動を把握するため、企業間で取引されるサービスの価格変動を見る企業向けサービス価格指数を適用しようと考えた。一般的に指定管理者制度は、第三者委託率が高く、業務内容に清掃や警備も含まれるため、この指数を使うことに妥当性があると考えている。 質問：物件費の指標を企業向けサービス価格指数一本にすることが本当に良いのか。	

いくつかのパターンに分けることで、事業者の負担は少なくなるのでは。

回答：国の通知でも、実態やその費目に応じて適用する指標を分けるルールが望ましいとあるが、業務が煩雑になるという課題もあり、まずは企業向けサービス価格指数を採用するもの。

意見：光熱水費割合が高い指定管理施設もあるので、必要に応じて、指標の見直しの検討をお願いしたい。

質問：業務委託は、既契約のリスク負担額を4%としているのに対し、指定管理者制度ではそのような扱いがされていない理由は。

回答：現行の指定管理料は、将来の賃金・物価上昇を踏まえた積算が前提となっており、当該金額の範囲内での対応を基本としていることから、業務委託と同様の取扱いとしていない。ただし、想定を大きく上回る賃金・物価上昇があり、今後何らかの対応が必要になる可能性も十分考えられるので、引き続き検討していく。

意見：先程、質疑があった社会情勢の影響を受けやすい光熱水費等、個別事情を勘案すべきものへの対応については、課題の1つであるとは思いますが、現段階においてまずは今回所管部から提案のあった内容でスライド制度を導入した上で、別途、当該制度外で対応が必要かどうか等を検討すべきと考える。

指示：制度の運用にあたっては、スライド額の算出を誰が実施しても同一の結果が得られるような様式を整備し、また、運用開始後は、一定期間ごとに効果検証を実施すること。

【結果】

会議で出た意見・指示を踏まえて取組を進めること。